

第五十号

徳島県畜産関係使用料手数料条例の一部改正について

徳島県畜産関係使用料手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県畜産関係使用料手数料条例の一部を改正する条例

徳島県畜産関係使用料手数料条例（昭和二十五年徳島県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表家畜保健衛生所の施設使用料の項中「二、〇五〇円」を「二、〇八〇円」に改め、同表保健衛生に関する試験検査手数料の項中「二、四〇〇円」を「二、四六〇円」に改め、同表初診料の項中「二、〇〇〇円」を「二、〇二〇円」に改め、同表診療手数料の項を次のように改める。

診療手数料 昭和三十年農林省告示第七百七十八号（農業災害補償法施行規則により診療その他の行為によつて組合員が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件）の一の家畜共済診療点数表により計算したB種の総点数に一〇円を乗じて得た額（当該家畜共済診療点数表の付表に記載されていない医薬品を使用した場合にあつては、当該額に当該医薬品の購入価格に相当する額を加えた額）

別表家畜去勢料の項中「三、一五〇円」を「三、二四〇円」に改め、同表除角料の項中「一、〇五〇円」を「一、〇八〇円」に改め、同表妊娠鑑定料の項中「五二〇円」を「五二〇円」に改め、同表証明書交付手数料の項中「二、四〇〇円」を「二、四六〇円」に、「五二〇円」を「五二〇円」に改め、同表人工授精手数料の項中「二、一〇〇円」を「二、一六〇円」に改め、同表受精卵移植手数料の項中「八、〇〇〇円」を「八、二二〇円」に改め、同表受精卵採取手数料の項中「三〇、〇〇〇円」を「三〇、八五〇円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率が引き上げられたことに鑑み、使用料及び手数料の額の適正化を図るとともに、最近における動物用医薬品の開発状況に鑑み、診療手数料について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。